

高砂市指定給水装置工事事業者

各種届出等のご案内

指定事項の変更

氏名又は名称及び住所等の指定事項に変更があったときは、変更日から**30日以内**に、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」(様式第10)を提出してください。

提出期限を過ぎる場合は遅延理由書を提出してください。(様式は定めていません)

【提出書類】

変更事項		定款の 写し	登記事項 証明書	住 民 票	(様式第2) 誓約書	旧の指定 証の返納	事業所の 写真及び 位置図
申請者の 氏名又は名称	法人	○	○	-	-	-	-
	個人	-	-	○	-	-	-
申請者の住所	法人	○	○	-	-	-	-
	個人	-	-	○	-	-	-
代表者変更	法人	○	○	-	○	-	-
役員変更	法人	-	○	-	○	-	-
事業所の名称 及び所在地	法人	-	-	-	-	○	○※
	個人	-	-	-	-	○	○※
給水装置主任技術者の 氏名又は免状番号の変更	免状又は主任技術者証の写し						

※ 事業所の証明できるもの(登記事項証明書、他市町の指定証、賃貸契約書又は公共料金の支払書等)の写しも添付してください

主任技術者の選任・解任

給水装置主任技術者(以下「主任技術者」という)の氏名及び選任、解任したときは、当該事由が発生した日から**14日以内**に「給水装置工事主任技術者選任・解任届手書」(様式第3)を提出してください。

※ 選任と解任が同時にある場合は、1枚の届手書に両方書いてください。

※ 主任技術者を選任する時は、免状又は主任技術者証の写し及び主任技術者と事業所との雇用関係を証明出来るものの写し(健康保険証、賃金台帳、源泉徴収書等)を添付してください。

事業の廃止・休止・再開

廃業や合併による消滅等があったときは、次のとおり「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届手書」(様式第11)を提出してください。

■ 廃止、休止………当該廃止又は休止の日から**30日以内**

(指定給水装置工事事業者証を返納してください。)

■ 再開………当該再開の日から **10日以内**

<注意事項>

1. 事業所ごとの主任技術者が欠けたときは、発生した日から **14 日以内**に選任すること。
2. 指定事項の変更を期限内に申請しない場合は、「指定の取消し」要件に該当しますので注意して下さい。
3. 登記事項証明書及び住民票の写しは、発行日から3ヶ月以内のものを提出してください。
4. 主任技術者を選任する時は、免状又は主任技術者証の写しと雇用関係が解るものを添付して下さい。(保険証、賃金台帳、源泉徴収書の写し等)
5. 申請書等については、楷書で丁寧に記入してください。フリガナの必要な箇所については、必ず記入してください。提出書類が不足している場合は受付できません。
6. 申請者及び届出者名は代表者名で申請して下さい。
7. 名称の変更とは個人の名前の変更や有限会社から株式会社が変わる場合等のことである。
8. 個人から個人(相続を含む)、個人から法人又は法人から個人が変わる時や、法人から法人への営業譲渡、合併に伴う新会社の設立は、廃止届を提出し新会社又は個人名で新規の手続きをして下さい。
9. 廃止届を提出する場合は、受けていた工事全てを終了した時点で廃止届及び指定給水装置工事事業者証を返却すること。
10. 定款の写しは、直近のものを提出し、原本証明、代表者指名及び日付を記入してください。
11. 指定事項等の内容に変更が生じた場合は、変更届等により高砂市上下水道部技術管理室管きょ課給排水設備係(079-443-9044)まで速やかに申請して下さい。